## 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

#### 目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月 章 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重 7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

し、人格を認め合う共生社会の実現

#### **隨害者制度改革の基本的方向と今後の進め方**

## 基礎的な課題における改革の方向性

- (1)地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築
- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の
- 実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開 虐待のない社会づくり

#### (2)障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害 を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

#### 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

#### (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・臆害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加 ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置 ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を 担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け、等
- →第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

### (2)障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制 定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的と した制度の構築
- →第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう

## (3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- -制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活 支援体系の整備等を内容とする制度の構築
- →第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行 を目指す

				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	平成21年12月~平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題の スケジュール等	障がい者制度改革推 進本部の設置(平成 21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計 固決定(12月目途)	●障害者差別禁止法案( 称)の提出(改革の推進に 必要な他の関係法律の一	<b>反</b>
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	●障害者総合福祉法 案(仮称)の提出)	括整備法案も検討) 8月までの施行	
個別分野に	おける基本的方向と	今後の進め方 <u>※</u>	主な事項について記載		
	- 福祉的就労への労働法	規の適用の在り方	(~23年内)	, ! :	
(1)労働及び雇用	雇用率制度についての			(~24年度内 (~24年度内	
	・職場での合理的配慮確	呆のための方策 		>途)	
(2)教育	・障害のある子どもが障害の どもと共に教育を受けるイン/ ブ教育システム構築の理念を た制度改革の基本的方向	ルーシ 踏まえ (~22年度内)			
	■ 手話·点字等に通じた教	員等の確保・専門性の向上に	係る方策	(~24年内目途)	
(2) 定组焊接	障害者の所得保障の在	り方を公的年金の抜本見直し	に併せて検討	(~24年内目途)	
(3)所得保障	・住宅の確保のための支持	曼の在り方 し	His CAR'S Fellows in the second secon	· (~24年内)	
	→医療費用負担の在り方く	応能負担)	(~23年内)		
(4) 医療	・社会的入院を解消する。		(~23年内)	(~24年内目途) (	
	一種伊厚吉省の独成人院	<del>等の<u>任</u>9万</del> 		i i	
(5)障害児支援	・相談・療育支援体制の改	(善に向けた方策 )	(~23年内)	[ 	
(6) 虐待防止	・虐待防止制度の構築に向	けた必要な検討		※各個別分野につい	ては、改
(7) 建物利用・交 通アクセス	・地方のパリアフリー整備 等の方策	の促進 (~22年度内目	逾)	革の集中期間内に必 応を図るよう、工程表 れぞれ検討期間を設	としてそ
(8)情報アクセス・コミュニケーション保障	・情報パリアフリー化のた ・障害特性に応じた災害球			(~24年内)	
(9)政治参加	・選挙情報への障害者のアスを容易にする取組 ・投票所のパリア除去等	クセ (~22年度内)			
(10) 司法手続		書の特性に応じた配慮方策		(~24年内目途)	
(11) 国際協力	・アジア太平洋での障害の	ト野の国際協力への貢献	ļ		,

### 背景 経緯

## **暄害者制度改革の推進のための第二次意見(平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議)【概要】**

「瞳孔」者制度改革推進本部の下で、瞳孔い者制度改革推進会議を開催・平成22年1月から計29回にわたり精力的な姿態 『障害者制度改革の推進のための基本的な方向』(第一次意見)(「第成公年6月)」の(第二次意見に基づき、障害者基本法の改正に関する法律案を平成23年の常会に提出すべきにの方針に沿うもの

#### 障害者基本法改正の趣旨・目的

- 個性と人格を認め合うインケルージブ社会の構築
- 隨害機会を社会モデルへ転換、基本的人権を確認
- 施策の実施状況を監視する機関の創設

### 終則関係

#### 1)目的

・障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現

#### 2)定義

「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し

#### 3)基本理念

- ・基本的人権の享有主体として、尊厳にふさわしい生活を保障される権利
- 権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認
- ・必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認
- ・手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(権利条約にお ける「表現及び意見の自由についての権利」の確認)

#### 4) 差別の禁止

- 権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し
- 差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供

#### 5) 障害のある女性

複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれた状況に配慮等

#### 6) 障害のある子ども

・障害のない子どもと等しく「意見表明権」を含む人権が認められ、地域社 会において本人やその保護者等への必要な支援の提供

## 7) 国及び地方公共団体の責務

・地域生活と社会参加に必要な支援、障害に基づく差別の防止

## 8)国民の理解・責務

- ・障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する理解を深めること
- ・障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重
- 事業者等は、障害者の権利の実現とその地位の向上に努める

### 9)国際的協調

・国際的協調の下で障害者施策を推進

### 10)障害者週間

・障害者の社会参加を促進する観点から位置づけ、民間団体等の参画 等

### 11) 旅策の基本方針

- ・社会的な要因を除去する観点から実施、障害者の性別、年齢、障害の 状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援の提供
- 権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ実施
- ・施策を講ずるに当たって、障害者等の意見を可能な限り尊重

#### 12)その他

- ・障害者等の参画を得て、障害者基本計画等を策定
- ・差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を実施

#### 医太洲肿类医体

#### 1)地域生活

- 必要に応じた支援の提供、障害者の地域移行の計画的推進
- ・利用者負担に関して、本人の所得を基礎とすること 等

## 2)労働及び雇用

- ・合理的配慮及び必要な支援の提供、生計を立て得る 収入と働く機会の確保
- 多様な就業の場の創出と仕事の確保
- ・障害者雇用義務の対象拡大

#### 3)教育

- ・インクルーシブな教育制度の構築(障害のある子と ない子が同じ場で共に学ぶことを原則)
- 就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原
- ・障害のある子どもに合理的配慮や必要な支援の提供等

#### 4)健康、医療

- 人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
- ・身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供
- ・難病等の治療や症状の軽減に係る調査研究の推進 等

### 5) 障害原因の予防

公衆衛生又は医療施策の一環として実施

## 6)精神障害者に係る地域移行の促進と 医療における適正手続の確保

- 地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活
- 医療における適正手続の保障

## 7)相談等

- ・必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談
- 相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、 相談を行う者への必要な研修

#### 8)住宅

・地域移行の促進、様々な障害者自らの必要これじた住宅の確保 等

### 9)ユニバーサルデザインと技術開発

- ・ユニバーサルデザインの理念の施策への反映
- ・福祉用具等の研究開発や普及

#### 10) 公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保

- 地方部におけるバリアフリー化の計画的推進、
- 合理的配慮を確保するための施策

## 11)情報アクセスと言語・コミュニケーション保障

- 様々な情報にアクセスし、自ら必要とする多様なコミュニ ケーション手段等が利用できること
- ・障害の特性に配慮した伝達手段による災害情報の提供 等

#### 12)文化・スポーツ

・様々な文化・スポーツ活動を可能とするための施策

#### 13)所得保障

地域社会で自立した生活ができるための年金、手当等。 **隨害のために追加的に要する負担軽減を図るための施策 等** 

### 14)政治参加

- ・障害の種別や特性に応じた施策
- 選挙等に係る情報の提供や投票について障害の特性に配慮等

## 15) 司法手続

- ・障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保
- 関係職員に対する障害の理解に関する研修

## 16) 国際協力

・外国政府、国際機関又は民間団体等との連携や協力 ・国際協力事業全般におけるバリアフリー化の促進

- ・中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置
- ・障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し 必要に応じて応答義務を伴う勧告を実施
- ・改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議 ・関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保 (地方)
- ・地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし

### 「障害」の表記

- ・法令等では、当面「障害」を使用
- ・改革期間内を目途に一定の結論

# 総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール(案)

	2010年	2011年							
部会全体会	6月 7月 8月 9月 10月 11月 11月 122 1 26 19 7 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	25 15 ●基本的に毎月1回開催 1 日 日 第2期課題別作業 第2期課題別作業 第2期課題別作業							
部会作業チーム	6月 7月 8月 9月 10月 11月 第1期作業チー、 新法策定にあたり、より詰めた議論や検討 が必要な課題につい で、課題別作業チームを編成し、全体会議に 諮る検討案を作成する。 (部会全体会の後に、作業チームに別れて 協議検討)	カー 5月に報告書提出 2 期							
障がい者 制度改革 推進会議 との合同 作業チーム	就労、医療、児童分野に ついては合同作業チーム で論点の整理・検討を行 う。								

# 障害福祉計画について

# 基本指針について

- 〇基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正)
- ○障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

#### (市町村障害福祉計画) ・・・第88条

- 〇各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 〇地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

# 障害者自立支援法

(都道府県障害福祉計画) … 第89条

- ○区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- ○区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 〇各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- ○障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 〇地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4

# 計画期間について

18年度 19年度 20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

第1期計画期間

第2期計画期間

第3期計画期間

# 第3期障害福祉計画の考え方

# 【1 基本理念等】

- ① 現基本指針の基本的理念·基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、 考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ② 計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

ただし、障害者総合福祉法(仮称)の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。

③ 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

# 【2 数値目標の設定方法】

- (1) 現行の数値目標については、別紙1のとおり。 実績については、別紙2-1・2-2のとおり。(就労に関する都道府県別実績は追ってお示しする。)
- (2) 考え方(詳細は別紙3のとおり)
- (I)下記の施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の 数値とその考	数値目標の基本となる え方	備考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	H22.10.1現在の実績 16,6%(5年間) →1年間:3.3% 3,3%×9.5(H17.10月~ H27.3月)≒30%	※児童福祉法の改正により、 18歳以上の入所者につい て障害者自立支援法に基 づく障害者支援施設等とし で利用させることとした施設 を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	現目標:7%(6年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)	

- (Ⅱ) 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。
- (Ⅲ) 就労支援事業の数値目標の考え方は、別紙3のとおり、これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。現在「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」の数値目標を明示していない都道府県等においては、明示することを検討願いたい。

# 【3 サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法】

- (1) サービスの見込量に係る現行及び実績は、別紙4のとおり。
- (2) 考え方
  - ① 現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、変更の必要がないため、基本的に変更しない。
  - ② 旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むこととする。
  - ③ 18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策(障害者自立支援法)で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて行うものとする。

この場合、児童福祉法の改正に伴う知的障害児施設等から障害者支援施設等への移行に際して、都道府県においては、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど、移行が円滑に進むよう留意されたい。

また、計画上の数値目標・見込量・入所定員総数には含まないものの、当該施設の入所者についても、計画的に地域移行を進めるのが望ましい。

④ 各種経過措置の取扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス(相談支援、同行援護)の 見込量の考え方については、サービス内容の検討状況を踏まえ、追ってお示しする。

# 【4 作成のプロセス】

- ① 数値目標・見込量・入所定員総数を定めるに当たっては、現場のニーズを踏まえることが必要であるが、各都道府県等において、ニーズ調査の実施や自立支援協議会の活用などにより、その把握に努められたい。
- ② 障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会が法律上位置づけられ、自立支援協議会を設置した都道府県等は、障害福祉計画を定め、又は、変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととなる。その施行日は、平成24年4月1日を予定しているが、改正の趣旨を踏まえ、「第3期障害福祉計画(平成24年度~)」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましい。

# 【5 その他】

第3期計画の確実な実施のため、より正確な現状把握が必要となることに鑑み、数値目標を設定した項目ごとに 都道府県別進捗状況を厚生労働省において調査し、毎年度公表することとする。都道府県においては、正確な数値 の把握ができる体制の整備に努められたい。(公表の例:別紙2-2)

# 4 相談支援の充実

(施行期日) 原則として平成24年4月1 日施行(予定)

# 相談支援体制の強化

- (課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。 また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。
- → 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援 センター)を市町村に設置。
- → **自立支援協議会について、**設置の促進や運営の活性化のため、**法律上に根拠を設ける**。
  - ※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況 85%(平成22年4月)
- → 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

# 支給決定プロセスの見直し等

- (課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。
- → 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- → サービス等利用計画作成の対象者を**大幅に拡大**。
  - ※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は3,413人(平成22年4月)。

# 基幹相談支援センター

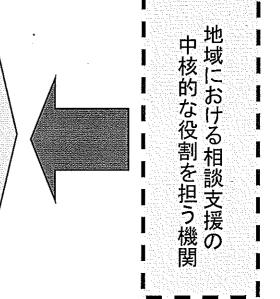
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
- 市町村又は当該業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者その他の省令で定める者が設置することができる。

# 設置できる者

- ■市町村
- ■市町村が委託する者 (一般相談支援事業者等)
- ※設置するかどうかは市町村の任意

《基幹相談支援センター》

○身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う



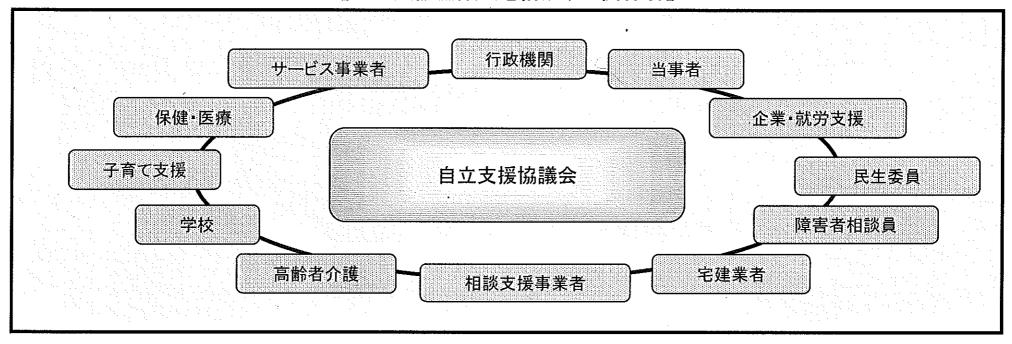
(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

# 「自立支援協議会」を法律上位置付け

- 障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。
- これを担う「自立支援協議会」について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
- 自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。
- ※ この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、「第三期障害福祉計画(平成24年度~)」の作成に当たっても、 今回の改正の趣旨を踏まえ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

# 【自立支援協議会を構成する関係者】



# 「障害者」の相談支援体系

現行

# 見直し後

市町村/指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村/指定特定・一般相談支援事業者 に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

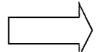
サービス等利用計

般

的な相談支援

# 指定相談支援事業者

- ※事業者指定は、都道府県知事が行う。
- 〇指定相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用計画の作成
  - ・モニタリング
- ○障害者・障害児等からの相談



## 指定特定相談支援事業者

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- 〇計画相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援
- ・支給決定の参考
- 対象を拡大に拡大
- ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

地域移行支援・地域定着支援

- ○精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金) (都道府県/指定相談支援事業者、精神科病院等 に委託可)
- 〇居住サポート事業(補助金) (市町村/指定相談支援事業者等に委託可)



- 指定一般相談支援事業者
- ※事業者指定は、都道府県知事が行う。
- 〇地域相談支援(個別給付)
  - ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同 行支援・入居支援等)
  - ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
- ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

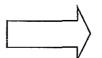
# 「障害児」の相談支援体系

般 的 な相談支援 現行

見直し後 )

## 市町村/指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



# 市町村/指定特定一般相談支援事業者 に委託可

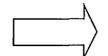
○障害者・障害児等からの相談(交付税)

居宅サ

ス

# 指定相談支援事業者

- ※事業者指定は、都道府県知事が行う。
- 〇指定相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用計画の作成
  - ・モニタリング
- ○障害者・障害児等からの相談



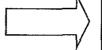
# 指定<u>特定</u>相談支援事業者

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- 〇計画相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援
- 支給決定の参考
- ・対象を拡大に拡大
- ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

通所 + ビス

ス等利用計画等

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)



# 創設

## 障害児相談支援事業者(児)

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- ○障害児相談支援(個別給付)
  - •障害児支援利用援助
  - •継続障害児支援利用援助

(児)とある のは児童福 祉法に基づ くもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的 な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

# 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

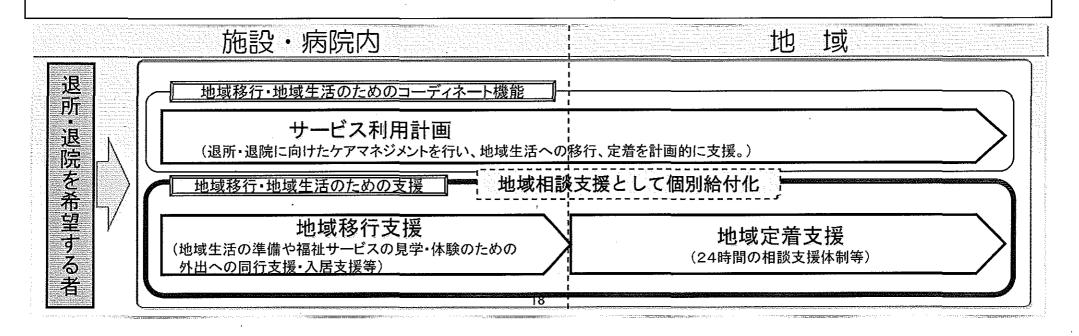
# 〇 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、<u>住居の確保や新生活の準備等</u>について支援が必要。

- → 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。
- 〇 地域定着支援

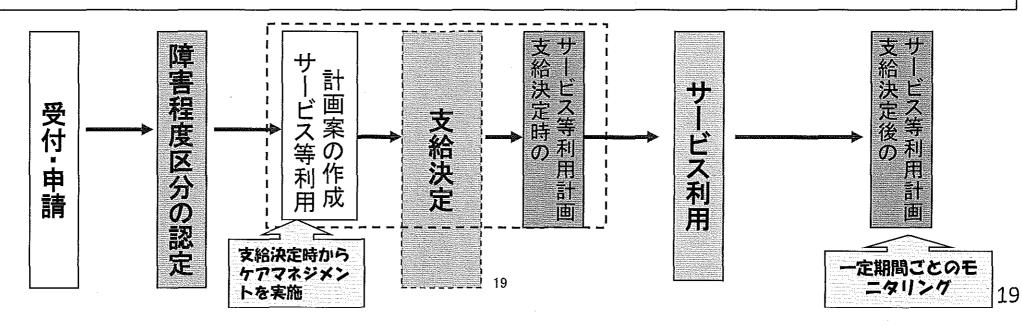
居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

- ⇒ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。
- ※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。
- ※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。



# 支給決定プロセスの見直し等

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成 するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。
  - \* 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
  - \* 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
  - \* サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング) について、計画相談支援給付費を支給する。
- 障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通 所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとする。
  - \* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成するようにする方向で検討)
  - \* 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



# (5) 平成24年4月施行分(その3)

	平成23年												
	2月	3月	4月	5月.	] ]	6月		7月		8月	9月		
障害児支 援の強化	〇主管課 長会議 		; ; ; ; ; ; ; ;	○障害児通所支援及び障害児 入所支援のサービス内容、 支給対象者、支給要件等の 基本的枠組み案の提示		【 ○報酬算定 【 構造案の 【 提示		○システムイ ンタフェー ス仕様書案 公開	○請求明細書 等の様式案 の提示				
				○障害児通所支援の市町村移   管に伴う事務大要案の提示									
				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<ul><li>○18歳以上の施設入所障害 児の障害福祉サービスへの 移行に伴う事務大要案の提示</li></ul>		: 1 : 1 : 1 : 1 : 1 : 1		1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1		
	平成23年					平成24年							
7	10月 ¦		11月	12月		1月	2月	2月		3月	4月		
	○最低基準省令、 指定基準省令 案の提示 ○解釈通知改訂 案の提示			             	○報酬案の提示 示 ○留意事項通 知案の提示	○政省令・行 の提示 →パブコメ	告示案	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	省令・告示の公布 釈通知改訂版の送 意事項通知の送付 務処理要領の送付				
	○事務処理要領     案の提示   				(都道府県及び市町村) ※障害児通河 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定(み (都道府県及び市町村) ※18歳以上の施設入所図 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支援								
				 						<b>&gt;</b>	E [		
\\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\					       	(都道府県等)事業者指定(準備行為を含む。) 37 ※既存の指定知的障害児施設等:みなし指定					 		

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

サービス種類	関係する目標値基本指針								
相談支援			障害福祉サービス(施設入所支援及び重度障害者等包括支援を除く。以下この項において同じ。)の利用が 見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的な プログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。						
おははほの	サービス見込量	具生計数(等の	和4年1917		実	績		/奔 E	
即坦州赤ツ	第1期計画 第2期計画						達成率		
[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	1.6_万人分	2.1 万人分	2.9 万人分	————万人分	<del>一</del> 万人分	0.2 万人分	0.3 万人分	0.19	0.10
	T	2.1 万人	2.9 万人			0.2 万人	0.3 万人	0.19	0.10

# 2. 精神障害者アウトリーチ推進事業について

# 【基本的な考え方】

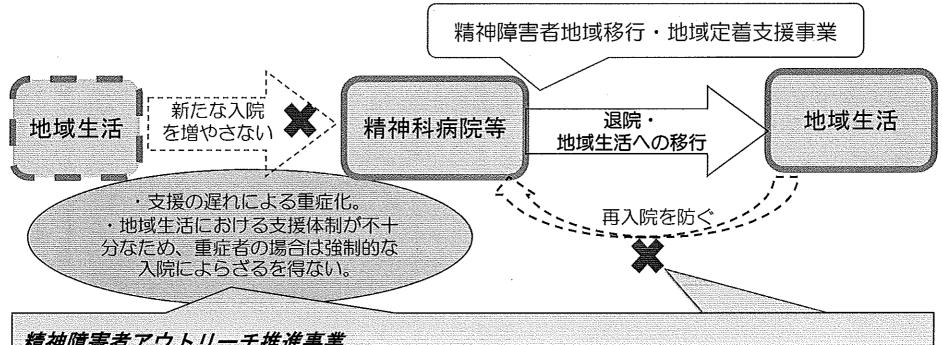
- ・精神障害者の地域移行施策として、平成15年度から退院支援に向けた事業を行ってきたところ。 今後は、地域に向けた支援(退院支援)と入院を防ぎ、地域に根づく支援(地域定着支援)を併せて行 うことが重要。
- ・アウトリーチ(訪問)による支援により、「入院」という形に頼らず、まずは「地域で生活する」ことを前提とする必要性について、関係者が共通認識として持つ必要がある。

# 【事業の方向性】

- ・将来的には一般制度化(診療報酬等)を目指すため、モデル事業(全国25ヶ所)として評価指標や事業効果について検証を行っていくもの。
- ・現在の制度上、診療契約があれば、訪問診療・訪問看護等による診療報酬請求ができるが、未受診者や治療中断者については報酬の対象外。現状では、治療中断等への支援は行政や相談支援事業所等による支援を行っているが、「入院治療」を前提とする支援も少なくはなく、「在宅生活の継続」という支援についてはマンパワー等の面から十分に対応できない事情もある。
- ・本事業においては、アウトリーチ支援を行うことで、再入院をどの程度減少することが可能か等を検証していくことが重要であり、これにより、アウトリーチ支援の実施が各医療機関が病床削減に取り組んでいくための一手段となることを期待するところ。
- ・財政面、地域における人材面の制約も考えると、できる限り現存する人的資源を活用するとともに、 地域支援を行う人材として養成することが必要であることから、最も典型的な形態として、医療機関が 一定数の病床削減をしつつ、アウトリーチ支援を行うことを想定している(具体的な類型については別 紙)。
- ・保健所、精神保健福祉センターは、アウトリーチチームへの技術的な支援(対象者の選定等)や関係機関との調整等を行い、地域の精神保健福祉活動の充実に向けた役割を行うものとする。

# 課題の解決を入院という形に頼らない

これまで、退院促進事業を行ってきたが、退院後いかに再入院を防ぎ、地域に定着するか、ま た、入院していない者であっても、いかに入院につながらないようにするかが課題となっている。



# 精神障害者アウトリーチ推進事業

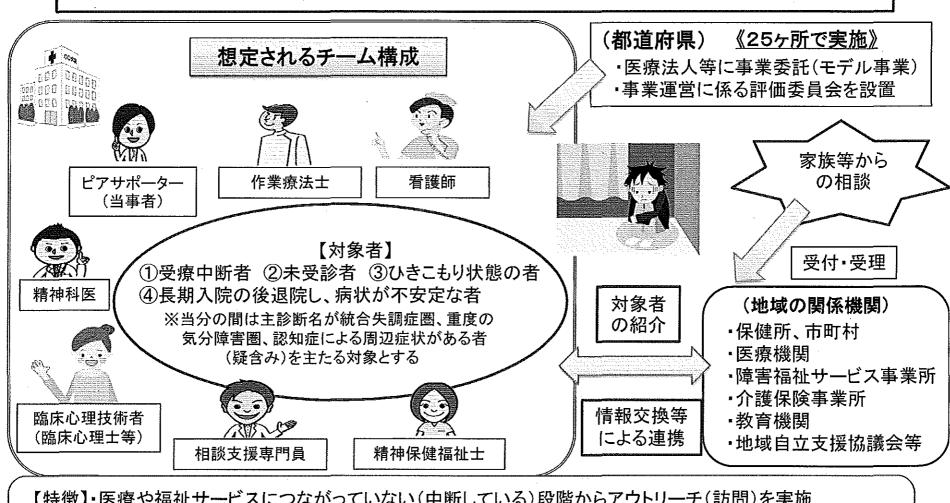
未治療の者や治療中断している者等(治療契約等が交わされていない者)に対し、専門職が チームを組んで、必要に応じて訪問支援を行う「アウトリーチ」により、保健・医療・福祉 サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を実施することにより、在宅生活の継続を可能にする。

※いわゆるACT(Assertive CommunityTreatment)とは、本来なら入院が必要となるような重症者を対象に、原則的には利用者と 治療契約等が交わされ、医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士等の多職種による訪問形態であり、わが国においては診療報酬 等の対象サービスを活用して実践されている。

# 精神障害者アウトリーチ推進事業のイメージ

平成23年度予算案 7億円(特別枠)

★ 在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える。



- 【特徴】・医療や福祉サービスにつながっていない(中断している)段階からアウトリーチ(訪問)を実施
  - ・精神科病院等に多職種チーム(他業務との兼務可)を設置し、対象者及びその家族に対し支援
  - ・アウトリーチチームの支援により、診療報酬による支援(訪問看護等)や自立支援給付のサービスへ つなげ、在宅生活の継続や病状安定をはかる

# 新たなアウトリーチ支援の特徴等

## 【主な対象者】

- ①受療中断者 ②未受診者 ③ひきこもり状態の者
- ④長期入院の後退院し、病状が不安定な者

※当分の間は主診断名が統合失調症圏、重度の気分障 害圏、認知症による周辺症状がある者(疑含み)を主たる対象とする

※精神科病院、精神科診療所の実施の場合は、自院以 外の患者も対応する

## 【具体的な支援内容】

- ・24時間(休日、夜間含)、対象者及び家族へ迅速な訪問、 相談対応
- ケアマネジメントの技法を用いた多職種チームによる支援
- ・関係機関との連絡、調整及びケア会議の開催

## 【特徴】

- ・医療や福祉サービスにつながっていない段階から のアウトリーチ(訪問)による支援を行う
- ・医療と日常生活の支援の両側面からの支援(協力医の確保)
- ・24時間相談対応可能(対象者及びその家族、関係機関に限る)
- ・状況に応じ、地域の関係職員もチームに加え対応
- ・家族への支援等についても対応可能
- ・病状悪化者の場合でも、できるだけ入院させず在 宅支援を前提

# 新たなアウトリーチ支援



(支援の流れ)→

上記の①~④の状態の者

日常生活の支援等 在宅医療、外来診療等 地域生活 の継続

家族・近隣 行政機関 警察等 からの相談

## 【主な対象者】

- 本人や家族から訪問等の了解が得られた者
- ・比較的状態が落ち着いている者
- ・医療や福祉サービスにつながってる者
- 行政機関等から訪問依頼を受けた者

## 【具体的な支援内容】

- •服薬支援
- ・障害福祉サービスの紹介等

## 【特徴】

# 従来のアウトリーチ支援

- ・精神科病院の訪問看護、障害福祉サービス事業所等による単一職種による訪問
- ・病院、事業所等の開設時間のみの対応が 多い
- ・精神科病院実施の場合、自院以外の患者 を対象としない
- ・病状悪化者の場合、入院を前提としたアプローチになりがち

# アウトリーチ推進事業に係る事業運営について

詳細については、「事業実施要綱」及び「アウトリーチ推進事業実施の手引き」に示す予定であること。

# 【事業目的】

- ・受療中断者や自らの意思では受診できない等の理由により、日常生活上の危機が生じている精神障害者に対し、一定期間、医療及び福祉の包括的な支援を行うことを目的とする。
- ・民間精神科病院等に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援専門員等の多職種から構成される チーム(以下、「多職種チーム」とする)を配置し、できるだけ入院をせずに地域生活の継続が可能とな るための支援を行うもの。

# 【対象者】

当分の間、主診断名が統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害(F2)、気分(感情)障害(F3)の者、認知症による周辺症状(BPSD)がある者(いずれも疑含)を対象とする。

- (1)精神医療の受療中断者
  - 1か月以上の受診中断、又は服薬中断等により、日常生活上の危機が生じている者。
- (2)精神疾患が疑われる未受診者

家族・近隣との間でトラブルが生じるなどの日常生活上の「危機」が発生しており、精神疾患が疑われ、入院以外の手法による医療導入が望ましいと判断される者。

(3)ひきこもり状態の者

特に身体疾患等の問題がないにも関わらず、6ヶ月以上、社会参加活動を行わない状態や自室に 閉じこもり家族等との交流がない状態が続いている者で、精神疾患による入院歴又は定期的な通院 歴のあるもの又は、症状等から精神疾患が疑われるもの。

(4)長期入院等の後、退院した者

精神疾患による長期(概ね1年以上)の入院又は、複数回繰り返しての入院から退院し、病状が不安 定な者。

# チーム配置と病床削減に係る考え方

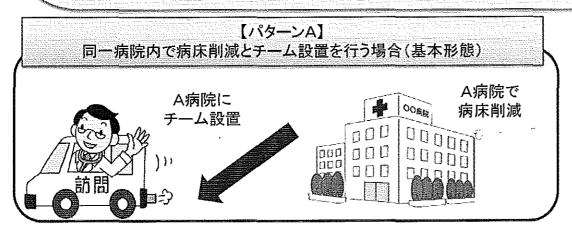
本事業はアウトリーチチームの設置と病床削減計画を併せて実施すること。

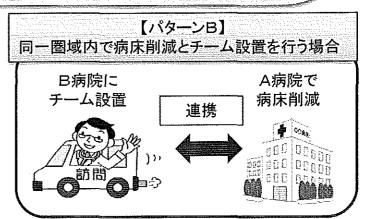
# 【チーム配置について】

- ・本事業はモデル事業としての要素が強いことから、民間の精神科病院において実施する。
- ・実施機関については、民間精神科病院、訪問看護ステーション、相談支援事業所、精神科診療 所でも可とする。
- ・但し、平成22年度精神障害者地域移行・地域定着支援事業のうち、地域定着支援事業を実施している都道府県においては、事業の継続性の観点から、現在事業実施している公的機関にチーム設置することを可とする。

# 【病床削減に係る考え方】

- ・実施機関において病床削減とチーム設置を行うことを基本(パターンA)とするが、地域の実情に合わせて下記の設置形態(パターンB)も可とする。
- ・なお、同一圏域内の複数病院による病床削減、公立病院の病床削減、アウトリーチ実施チーム と異なる圏域の病床削減についても可とする。
- ・病床削減計画については、事業実施から3年ないし5年以内に30床以上(許可病床ベース)を削減するものとする。なお、削減予定の医療機関の全精神病床の10%が30床に満たない場合には、その10%以上(例:200床の病院なら20床以上)を削減するものとする。





# 【実施機関】

- (1)民間精神科病院(往診、訪問看護に対応できること)
- (2)精神科を主に標榜している診療所(往診、訪問看護に対応できること)
- (3)訪問看護ステーション(主として精神障害者への対応を行っていること)
- (4)相談支援事業所、地域活動支援センター等(主として精神障害者の対応を行っており、精神科病院、保健所等と十分に連携を図る体制を講じていること)

# 【人員配置等】

- (1)原則24時間365日の相談支援体制をとれること。(但し、休日・夜間については電話による相談対応でも可。)
- (2)保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士のいずれかの職員が少なくとも1名以上配置され、他に相談支援専門員、臨床心理技術者等の専門職が配置されていることが望ましいこと。
- (3)精神科医師は顧問医、非常勤でも可であるが、電話等による指示及び往診できる体制がとれると共に、ケア会議への出席等、十分に連携を図ること。
- (4)1日1回のミーティング(カンファレンス)と定期的に関係者によるモニタリングを実施すること。
- (5)支援対象地域は、訪問による支援が可能な合理的な範囲を定めるものとする(例:実施機関から概ね30分以内)。なお、交通手段は問わない
- (6)職員配置については、他業務(診療報酬による訪問看護、自立支援給付による自立訓練(訪問型)等)との兼務も可能とするが、その場合、補助対象となるアウトリーチ活動に対する費用(賃金、報酬)を適切に算定するため、他業務との勤務日数(時間)を明確に区分する必要があること

## 【評価委員会の設置】

都道府県は、本事業実施に際し、医療・福祉・保健に携わる関係者、当事者、家族等から構成される評価委員会を設置し、事業運営等に係る評価を定期的に行うこと。

(本委員会については、都道府県自立支援協議会等と兼ねて行うことができること)

# 今後のスケジュール

- ・事業実施に際し、各都道府県においては事業内容等に係る照会等を随時行われたいこと。
- •事業評価の観点から定期的に委託事業者の情報交換会等を行う予定であること。
- ・予算執行状況により2次募集の実施を検討中であること。

	23年 3月	23年 4月	23年 5月	23年 6月	23年7~ 8月	23年 9~ 10月	23年 11月 ~12月	24年 1月	24年 2月	24年 3月			
围	事 業 要綱等 発出	・国庫補 助協議 ・1次募集 内々示		•実施事業者 情報交換会 •2次募集通 知	2次募集 内々示		実施事 業者情 報交換 会		実施事業者情報交換金	事業 要網 発出			
			事業の進捗管理・検証(国・都道府県)										
都道府県	委託 事業者 の選定、 契約	事業実施	補正 予算 協議	随時、国担当課	と協議	委業選契 (2次 集分)							